

定期購入トラブル急増中! トラブル回避のポイントを知ろう!

1回だけのつもりで申し込んだ健康食品や化粧品等が、「定期購入」になっていたという相談が年代を問わず多数寄せられています。「解約のため何度も電話したが、通話中でつながらない」等の相談もあります。

こんなトラブルがおこっています!

- ①「**初回お試し**」で購入したが、定期購入で2回目が高額だった。
- ②広告で「**いつでも解約可能な定期コース**」となっていたが、解約手続きが出来ない。
- ③1回だけ購入のつもりが「**特別割引クーポン**」を使ったら定期購入になっていた。

きっかけは?

SNSや動画サイト、オンラインゲームの広告などをきっかけとしているケースが多くみられます。

注意のポイント!

○広告や最終確認画面を チェック&保存!!

- ・定期購入が条件になっていませんか?
- ・購入回数や総額の記載はありますか?
- ・解約や返品の内容、手続きの方法は確認しましたか?
- ・最終確認画面などをスクリーンショット等で保存しましょう!

最終確認画面で
確認すること!

- ①分量
- ②販売価格
- ③支払いの時期・方法
- ④引渡・提供時期
- ⑤申込みの撤回、解除に関する事
- ⑥申込期間(期限のある場合)



不安な時は、迷わず相談を!

■消費者ホットライン

☎188

■警察相談電話

☎#9110

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分
相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン

発行: 北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」

2023.05

このポスターは令和5年度「悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として北海道消費者被害防止ネットワークが作成しています。

作成: 北海道立消費生活センター(北海道消費者被害防止ネットワーク事務局)

協力: 北海道警察、札幌市消費者センター、(公社)札幌消費者協会、(一社)北海道消費者協会

